

介護老人福祉施設サービス費

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求実績無	
	満たす	満たさない		
1. 夜勤減算	1日につき所定単位数の100分の97を算定			
(1)入所者数25人以下 介護職員・看護職員数 1人	☐	☐	☐	
(2)入所者数26人以上60人以下 介護職員・看護職員数 2人	☐	☐	☐	
(3)入所者数61人以上80人以下 介護職員・看護職員数 3人	☐	☐	☐	
(4)入所者数81人以上100人以下 介護職員・看護職員数 4人	☐	☐	☐	
(5)入所者数101人以上 介護職員・看護職員数 4に利用者が100を超えて25又は端数を増すごとに1を加えた数	☐	☐	☐	
(6)ユニット型・・・2ユニットごとに夜勤を行う介護職員又は看護職員数が1人	☐	☐	☐	
2. やむを得ない措置等による定員の超過	所定単位数の100分の70を算定			
原則として入所者数(空床利用型の短期入所生活介護の利用者数を含む。)が入所定員を超える場合は、定員超過利用による減算の対象となり、所定単位数の100分の70を算定する。ただし、次の①及び②の場合においては、入所定員に100分の105を乗じて得た数(入所定員が40人を超える場合にあっては、定員に2を加えて得た数)まで、③の場合にあっては、入所定員に100分の105を乗じて得た数までは減算が行われない。なお、この取り扱いは、あくまでも一時的かつ特例的なものであることから、速やかに定員超過利用を解消する必要があること。	☐	☐	☐	
①市が行った措置による入所(当該指定介護老人福祉施設において空床利用型の短期入所生活介護の利用が行われる場合を含む。)により、やむを得ず入所定員を超える場合。	☐	☐	☐	
②当該施設の入所者であったものが、入院をしていた場合に、当初の予定より早期に施設への再入所が可能となったとき、その時点で当該施設が満床だった場合。	☐	☐	☐	
③近い将来、本体施設入所することが見込まれる者がその家族が急遽入院したことにより、指定介護老人福祉施設(当該施設が満床である場合に限る。)に入所し、併設される指定短期入所生活介護の空床を利用して、指定介護老人福祉施設サービスを受けることにより、介護老人福祉施設の入所定員を超過する場合。	☐	☐	☐	
3. ユニットにおける職員に係る減算	1日につき所定単位数の100分の97を算定			
次の施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定すること。	☐	☐	☐	
①日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
②ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。	☐	☐	☐	
4. 身体拘束廃止未実施減算	1日につき所定単位数の10%を減算			
(1) 身体的拘束等を行う場合の記録を行っていない場合に、入所者全員について所定単位数から減算する。具体的には、記録を行っていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められる月までの間について、入所者全員について所定単位数から減算する。	☐	☐	☐	
(2) 身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じなければならない。	☐	☐	☐	
① 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。	☐	☐	☐	
② 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。	☐	☐	☐	
③ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。	☐	☐	☐	
④ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。	☐	☐	☐	
5. 安全管理体制未実施減算	1日につき5単位を減算			
指定介護老人福祉施設基準第35条第1項に規定する基準（以下のイからニ）における措置が講じられていない場合に、一日につき5単位を所定単位数から減算する。 イ 事故発生又は事故発生防止のための指針の整備 ロ 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合における報告と、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制の整備 ハ 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修の定期的な実施 ニ イからハの措置を適切に実施するための担当者設置 ※基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、入所者全員について、所定単位数から減算することとする。	☐	☐	☐	
6. 栄養管理に係る減算	1日につき14単位を減算			
指定介護老人福祉施設基準第2条に定める栄養士又は管理栄養士の員数を置いていること及び指定介護老人福祉施設基準第17条の2（指定介護老人福祉施設基準第49条において準用する場合を含む。）に規定する基準（以下の（1）及び（2））を満たさない場合は、一日につき14単位を所定単位数から減算する。 (1) 栄養士又は管理栄養士を1以上配置していること。 (2) 入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。	☐	☐	☐	
	☐	☐	☐	
	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
7. 高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算			
指定介護老人福祉施設基準第35条の2に規定する基準以下の措置が講じられていない場合に減算する。 (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 (2) 虐待の防止のための指針を整備すること。 (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年2回以上)実施すること。 (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	☐	☐	☐	
※基準を満たさない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市町村長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市町村長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入居者全員について所定単位数から減算することとする。				
8. 業務継続計画未策定減算	所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算			
指定介護老人福祉施設基準第24条の2第1項に規定する以下の基準に適合していない場合に減算する。 (1) 感染症や非常災害の発生時において、入居者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること。 (2) 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。	☐	☐	☐	
※基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の入居者全員について、所定単位数から減算することとする。				
9. 日常生活継続支援加算(Ⅰ)	1日につき36単位を加算			
(1) 介護福祉施設サービス費又は小規模介護福祉施設サービス費を算定していること。	☐	☐	☐	
(2) 次のいずれかに該当すること。	☐	☐	☐	
① 算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入所者の総数のうち、要介護4又は要介護5の者の占める割合が100分の70以上であること。	☐	☐	☐	
② 算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入所者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症である者(日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMIに該当する者)の占める割合が100分の65以上であること。	☐	☐	☐	
③ 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が入所者の100分の15以上であること。 一. 口腔内の喀痰吸引 二. 鼻腔内の喀痰吸引 三. 気管カニューレ内部の喀痰吸引 四. 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 五. 経鼻経管栄養	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
(3)介護福祉士の数が、常勤換算方法で入所者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。 ただし、次に掲げる規定のいずれにも適合する場合は、介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入所者の数が7又はその端数を増すごとに1以上であること。 a 業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器（以下「介護機器」という。）を複数種類使用していること。 b 介護機器の使用に当たり、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、アセスメント（入所者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。）及び入所者の身体の状況等の評価を行い、職員の配置の状況等の見直しを行っていること。 c 介護機器を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、介護機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。 i 入所者の安全及びケアの質の確保 ii 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 iii 介護機器の定期的な点検 iv 介護機器を安全かつ有効に活用するための職員研修	☐	☐	☐	
(4)定員超過利用、人員基準欠如に該当していないこと。	☐	☐	☐	
9-2. 日常生活継続支援加算(Ⅱ)	1日につき46単位を加算			
(1)ユニット型介護福祉施設サービス費又は経過的ユニット型小規模介護福祉施設サービス費を算定していること。	☐	☐	☐	
(2)日常生活継続支援加算(Ⅰ)の(2)から(4)までに該当するものであること。	☐	☐	☐	
10. 看護体制加算(Ⅰ)イ	1日につき6単位を加算			
(1)入所定員が30人以上50人以下であること。 ※平成30年3月31日までに指定を受けた施設にあっては、31人以上50人以下	☐	☐	☐	
(2)常勤の看護師を1名以上配置していること。	☐	☐	☐	
(3)定員超過利用、人員基準欠如に該当していないこと。	☐	☐	☐	
10-2. 看護体制加算(Ⅰ)ロ	1日につき4単位を加算			
(1)入所定員が51人以上であること。 ※平成30年3月31日までに指定を受けた施設にあっては、30人又は51人以上	☐	☐	☐	
(2)常勤の看護師を1名以上配置していること。	☐	☐	☐	
(3)定員超過利用、人員基準欠如に該当していないこと。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
10-3. 看護体制加算(Ⅱ)イ	1日につき13単位を加算			
(1)入所定員が30人以上50人以下であること。 ※平成30年3月31日までに指定を受けた施設にあっては、31人以上50人以下	☐	☐	☐	
(2)看護職員の数、常勤換算方法で、入所者の数が25又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、人員配置基準の看護職員の数に1を加えた数以上であること。	☐	☐	☐	
(3)当該施設の看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間連絡できる体制を確保していること。	☐	☐	☐	
(4)定員超過利用、人員基準欠如に該当していないこと。	☐	☐	☐	
10-4. 看護体制加算(Ⅱ)ロ	1日につき8単位を加算			
(1)入所定員が51人以上であること。 ※平成30年3月31日までに指定を受けた施設にあっては、30人又は51人以上	☐	☐	☐	
(2)看護職員の数、常勤換算方法で、入所者の数が25又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、人員配置基準の看護職員の数に1を加えた数以上であること。	☐	☐	☐	
(3)当該施設の看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間連絡できる体制を確保していること。	☐	☐	☐	
(4)定員超過利用、人員基準欠如に該当していないこと。	☐	☐	☐	
11. 夜勤職員配置加算 共通	※加算(Ⅰ)～(Ⅳ)は併算定不可			
夜勤を行う介護職員又は看護職員の数、最低基準を1以上上回っている場合に、次の区分に応じて算定。ただし、次のa又はbに掲げる場合は、当該a又はbに定める数以上である場合に算定する。	☐	☐	☐	
a 次に掲げる条件のいずれにも適合している場合 最低基準の数に10分の9を加えた数。	☐	☐	☐	
i 見守り機器を、当該施設の入所者の数の10分の1以上の数配置していること。	☐	☐	☐	
ii 入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。	☐	☐	☐	
b 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 最低基準の数に10分の6を加えた数(ユニット型以外で夜勤職員基準第一号ロ(1)(一)fiに基づき夜勤を行う介護職員又は看護職員を配置している場合にあっては、最低基準の数に10分の8を加えた数)	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
i 夜勤時間帯を通じて、見守り機器を当該施設の入所者の数以上設置していること。	☐	☐	☐	
ii 夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携が図られていること。	☐	☐	☐	
iii 見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。 (1)夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする入所者への訪問及び当該入所者に対する適切なケア等による入所者の安全及びケアの質の確保 (2)夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 (3)見守り機器等の定期的な点検 (4)見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修	☐	☐	☐	
11-2. 夜勤職員配置加算(Ⅰ)イ	1日につき22単位を加算			
(1)ユニット型以外を算定していること。	☐	☐	☐	
(2)定員30人以上50人以下であること。 ※平成30年3月31日までに指定を受けた施設にあっては、31人以上50人以下	☐	☐	☐	
11-3. 夜勤職員配置加算(Ⅰ)ロ	1日につき13単位を加算			
(1)ユニット型以外を算定していること。	☐	☐	☐	
(2)定員51以上であること。 ※平成30年3月31日までに指定を受けた施設にあっては、30人又は51人以上	☐	☐	☐	
11-4. 夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ	1日につき27単位を加算			
(1)ユニット型を算定していること。	☐	☐	☐	
(2)定員30人以上50人以下であること。 ※平成30年3月31日までに指定を受けた施設にあっては、31人以上50人以下	☐	☐	☐	
11-5. 夜勤職員配置加算(Ⅱ)ロ	1日につき18単位を加算			
(1)ユニット型を算定していること。	☐	☐	☐	
(2)定員51以上であること。 ※平成30年3月31日までに指定を受けた施設にあっては、30人又は51人以上	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
11-6. 夜勤職員配置加算(Ⅲ)イ		1日につき28単位を加算		
(1)ユニット型以外を算定していること。	☐	☐	☐	
(2)定員30人以上50人以下であること。 ※平成30年3月31日までに指定を受けた施設にあっては、31人以上50人以下	☐	☐	☐	
(3)夜勤時間帯を通じて、看護職員を配置していること又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置していること。(この場合、登録喀痰吸引等事業者として都道府県の登録が必要)	☐	☐	☐	
11-7. 夜勤職員配置加算(Ⅲ)ロ		1日につき16単位を加算		
(1)ユニット型以外を算定していること。	☐	☐	☐	
(2)定員51以上であること。 ※平成30年3月31日までに指定を受けた施設にあっては、30人又は51人以上	☐	☐	☐	
(3)夜勤時間帯を通じて、看護職員を配置していること又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置していること。(この場合、登録喀痰吸引等事業者として都道府県の登録が必要)	☐	☐	☐	
11-8. 夜勤職員配置加算(Ⅳ)イ		1日につき33単位を加算		
(1)ユニット型を算定していること。	☐	☐	☐	
(2)定員30人以上50人以下であること。 ※平成30年3月31日までに指定を受けた施設にあっては、31人以上50人以下	☐	☐	☐	
(3)夜勤時間帯を通じて、看護職員を配置していること又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置していること。(この場合、登録喀痰吸引等事業者として都道府県の登録が必要)	☐	☐	☐	
11-9. 夜勤職員配置加算(Ⅳ)ロ		1日につき21単位を加算		
(1)ユニット型を算定していること。	☐	☐	☐	
(2)定員51以上であること。 ※平成30年3月31日までに指定を受けた施設にあっては、30人又は51人以上	☐	☐	☐	
(3)夜勤時間帯を通じて、看護職員を配置していること又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置していること。(この場合、登録喀痰吸引等事業者として都道府県の登録が必要)	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求実績無	
	満たす	満たさない		
12. 準ユニットケア加算	1日につき5単位を加算			
(1) 12人を標準とする準ユニットにおいてケアを行っていること。	☐	☐	☐	
(2) プライベートに配慮した個室的なしつらえを整備し、準ユニットごとに利用できる共同生活室を設けていること。	☐	☐	☐	
(3) 日中については、準ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。	☐	☐	☐	
(4) 夜間及び深夜において、2準ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。	☐	☐	☐	
(5) 準ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。	☐	☐	☐	
13. 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	1月につき100単位を加算 (※3月に1回を限度) ※加算(Ⅰ)と(Ⅱ)は併算定不可 ※個別機能訓練加算を算定している場合は算定しない			
次のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
(1) 訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(「理学療法士等」という。)の助言に基づき、当該介護老人福祉施設の機能訓練指導員等が共同して入所者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。 ※医療提供施設⇒病院にあっては、許可病床数200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。 ※理学療法士等や医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場又はICTを活用した動画等により、入所者の状態を把握した上で、助言を行うこと。 ※個別機能訓練計画には、入所者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載しなければならない。 ※個別機能訓練計画に相当する内容を介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとする。	☐	☐	☐	
(2) 個別機能訓練計画に基づき、入所者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が入所者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。	☐	☐	☐	
(3) (1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、入所者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果		
点検事項	請求実績有		請求 実績無
	満たす	満たさない	
(4) 各月における評価内容や目標の達成度合いについて、入所者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該入所者又はその家族の意向を確認の上、当該入所者のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。	☐	☐	☐
(5) 理学療法士等は、機能訓練指導員等と共同で、3月ごとに1回以上、個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が入所者又はその家族(「利用者等」という。)に対して個別機能訓練計画の内容(評価を含む。)や進捗状況等を説明していること。入所者等に対する説明は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。	☐	☐	☐
(6) 機能訓練に関する記録(実施時間・訓練内容・担当者等)は、入所者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能であるようにすること。	☐	☐	☐
(7) 個別機能訓練加算を算定していないこと。	☐	☐	☐
13-2. 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	1月につき200単位を加算 ※加算(Ⅰ)と(Ⅱ)は併算定不可 ※個別機能訓練加算を算定している場合は1月につき100単位を加算		
次のいずれにも適合すること	☐	☐	☐
(1) 訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該老人福祉施設を訪問し、当該施設の機能訓練指導員等が共同して入所者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。その際、理学療法士等は機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行うこと。 ※リハビリテーションを実施している医療提供施設⇒病院・診療所・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院のこと。病院にあつては、許可病床数200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。 ※理学療法士等⇒理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師 ※計画に記載すべき事項(入所者ごとにその目標、実施時間、実施方法等) ※個別機能訓練加算を算定している場合又は介護計画の中に記載する場合は、別に作成する必要はない。	☐	☐	☐
(2) 個別機能訓練計画に基づき、入所者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が入所者の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切に提供していること。 ※機能訓練指導員等 ⇒ 機能訓練指導員・看護職員・介護職員・生活相談員・その他の職種の者	☐	☐	☐

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
(3) (1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、入所者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。	☐	☐	☐	
(4) 各月における評価内容や目標の達成度合いについて、機能訓練指導員等が、入所者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。	☐	☐	☐	
(5) 3月ごとに1回以上理学療法士等が事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共同で評価した上で、入所者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容(評価を含む)や進捗状況等を説明し記録するとともに、必要に応じて訓練内容の見直しを行うこと。	☐	☐	☐	
(6) 機能訓練に関する記録(実施時間・訓練内容・担当者等)は、入所者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能であるようにすること。	☐	☐	☐	
(7) 個別機能訓練加算を算定している場合は1月につき100単位を所定単位数に加算すること。	☐	☐	☐	
14. 個別機能訓練加算(Ⅰ)	1日につき12単位を加算			
(1) 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師及び一定の実務経験を有するはり師、きゅう師(以下「理学療法士等」という。)1名以上配置していること。 ※一定の実務経験を有するはり師、きゅう師 ⇒ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者。	☐	☐	☐	
(2) 入所者の数が100人を超える施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、常勤換算方法で入所者の数を100で除した数以上配置すること。	☐	☐	☐	
(3) 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成していること。	☐	☐	☐	
(4) 個別機能訓練計画に基づき、計画的に機能訓練を行っていること。	☐	☐	☐	
(5) 個別機能訓練を行う場合は、開始時及び3月ごとに1回以上入所者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し、記録すること。	☐	☐	☐	
(6) 個別機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)は、入所者ごとに保管され、常に当該施設の個別機能訓練の従事者により、閲覧が可能であるようにすること。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
14-2. 個別機能訓練加算(Ⅱ)	1月につき20単位を加算			
(1) 個別機能訓練加算(Ⅰ)の(1)～(6)に該当すること。	☐	☐	☐	
(2) 入所者ごとの個別機能訓練計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出していること。 ※厚生労働省への情報の提出はLIFEを用いて行うこととする。	☐	☐	☐	
(3) 必要に応じて個別機能訓練計画の内容を見直す等、機能訓練の実施に当たって、(2)の情報 その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。	☐	☐	☐	
14-3. 個別機能訓練加算(Ⅲ)	1月につき20単位を加算			
(1) 個別機能訓練加算(Ⅱ)を算定していること。	☐	☐	☐	
(2) 口腔衛生管理加算(Ⅱ)及び栄養マネジメント強化加算を算定していること。	☐	☐	☐	
(3) 入所者ごとに、理学療法士等が、個別機能訓練計画の内容等の情報その他個別機能訓練の適 切かつ有効な実施のために必要な情報、入所者の口腔の健康状態に関する情報及び入所者の栄 養状態に関する情報を相互に共有していること。	☐	☐	☐	
(4) (3)の共有した情報を踏まえ、必要に応じて個別機能訓練計画の見直しを行い、見直しの内容 について、理学療法士等の関係職種間で共有していること。	☐	☐	☐	
15. ADL維持等加算(Ⅰ)	1月につき30単位を加算 ※(Ⅰ)と(Ⅱ)は併算定不可。 (12月以内の期間に限り算定)			
次のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
(1) 評価対象者(当該施設の評価対象利用期間が6月を超える者)の総数が10人以上であること。	☐	☐	☐	
(2) 評価対象者全員について、評価対象利用開始月と、当該月の翌月から起算して6月目(6月目 にサービスの利用がない場合はサービスの利用があった最終月)において、ADLを評価し、その評 価に基づく値(「ADL値」という。)を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定を 提出していること。 ※ADLの評価は、一定の研修を受けた者により、Barthel Indexを用いて行うこととする。 ※厚生労働省へのADL値の提出はLIFEを用いて行うこととする。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果		
点検事項	請求実績有		請求実績無
	満たす	満たさない	
(3)評価対象者の評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算出した値(「ADL利得」という。)の平均値が1以上であること。 ※利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除し、初月のADL値や要介護認定の状況等に応じた値を加えて得た値(調整済ADL利得)について、調整済ADL利得の上位及び下位それぞれ1割の者を除いた者を評価対象利用者等とし、評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が1以上であること。	☐	☐	☐
15-2. ADL維持等加算(Ⅱ) 1月につき60単位を加算 ※(Ⅰ)と(Ⅱ)は併算定不可。(12月以内の期間に限り算定)			
(1)ADL維持等加算(Ⅰ)の(1)(2)に該当すること。	☐	☐	☐
(2)評価対象者のADL利得の平均値が3以上であること。	☐	☐	☐
16. 若年性認知症入所者受入加算 1日につき120単位を加算			
(1)受け入れた若年性認知症入居者(初老期における認知症によって要介護者となった者)ごとに個別の担当者を定めていること。	☐	☐	☐
(2)担当者を中心に、当該入所者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うこと。	☐	☐	☐
(3)認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定していないこと。	☐	☐	☐
17. 専従の常勤医師配置加算 1日につき25単位を加算			
(1)専ら当該施設の職務に従事する常勤の医師を1名以上配置していること。	☐	☐	☐
(2)入所者の数が100人を超える施設にあっては、専ら当該施設の職務に従事する常勤の医師を1名以上配置し、かつ、医師を常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置すること。	☐	☐	☐
18. 精神科を担当する医師に係る加算 1日につき5単位を加算			
(1)認知症である入所者が、全入所者の3分の1以上を占めること。(常に、認知症である入所者の数を的確に把握する必要があること。)	☐	☐	☐
(2)精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に2回以上行われていること。 ※精神科を担当する医師 ⇒ 精神科を標榜している医療機関において精神科を担当している医師を指すものであることが原則であるが、過去に相当期間、精神科を担当する医師であった場合や精神保健指定医の指定を受けているなど、その専門性が担保されていると判断できる場合は算定できる。	☐	☐	☐

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
(3) 常勤の医師に係る加算を算定していないこと。	☐	☐	☐	
(4) 施設の配置医師(嘱託医)が1名であり、当該医師が精神科医を兼ねる場合は、配置医師として勤務する回数のうち月4回(1回当たりの勤務時間3～4時間程度)までは加算の算定の基礎としないこと。	☐	☐	☐	
(5) 入所者に対し療養指導を行った記録等を残しておくこと。	☐	☐	☐	療養指導の記録
19. 障害者生活支援体制加算(Ⅰ)	1日につき26単位を加算			
(1) 視覚、聴覚若しくは言語機能に重度の障害がある者又は重度の知的障害者若しくは精神障害者である入所者(以下、視覚障害者等という)の数が15人以上であること。	☐	☐	☐	
(2) 入所者のうち、視覚障害者等である入所者の占める割合が100分の30以上であること。	☐	☐	☐	
(3) 障害者生活支援員として次の専門性を有する者であること。	☐	☐	☐	履歴書等
① 視覚障害 点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者	☐	☐	☐	
② 聴覚障害又は言語機能障害 手話通訳等を行うことができる者	☐	☐	☐	
③ 知的障害 知的障害者福祉法第14条各号に掲げる者又はこれらに準ずる者 一. 社会福祉法に定める社会福祉主事たる資格を有する者であつて、知的障害者の福祉に関する事業に2年以上従事した経験を有するもの 二. 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者 三. 医師 四. 社会福祉士 五. 知的障害者の福祉に関する事業に従事する職員を養成する学校その他の施設で都道府県知事の指定するものを卒業した者 六. 前各号に準ずる者であつて、知的障害者福祉司として必要な学識経験を有するもの	☐	☐	☐	
④ 精神障害 精神保健福祉士又は精神保健福祉法施行令第12条各号に掲げる者 一. 精神保健福祉士 二. 学校教育法に基づく大学において社会福祉に関する科目又は心理学の過程を修めて卒業したものであって、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識及び経験を有するもの 三. 医師 四. 厚生労働大臣が指定した講習会の過程を終了した保健師であつて精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識及び経験を有するもの 五. 前各号に準ずる者であつて精神保健福祉相談員として必要な知識及び経験を有するもの	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求実績無	
	満たす	満たさない		
(4) 専ら障害者生活支援員としての職務に従事する常勤の障害者生活支援員を1名以上配置していること。	☐	☐	☐	
(5) 視覚障害者等である入所者の数が50人を超える場合は、1名以上配置し、かつ、常勤換算方法で視覚障害者等である入所者の数を50で除した数以上配置していること。	☐	☐	☐	
19-2. 障害者生活支援体制加算(Ⅱ)	1日につき41単位を加算			
入所者のうち、視覚障害者等である入所者の占める割合が100分の50以上であって、かつ、専ら障害者生活支援員としての職務に従事する常勤の職員である者を2名以上配置(視覚障害者等である入所者の数が50を超える場合は、専従・常勤の障害者生活支援員を2名以上配置し、かつ、障害者生活支援員を常勤換算方法で視覚障害者等である入所者の数を50で除した数に1を加えた以上配置)しているもの。	☐	☐	☐	
20. 外泊加算	1月に6日を限度として1日につき246単位を加算			
(1) 入所者が病院又は診療所への入院を要した場合であること。	☐	☐	☐	
(2) 入所者に対して居宅における外泊を認めた場合であること。	☐	☐	☐	
(3) 1月に6日を限度として算定すること。	☐	☐	☐	
(4) 入院又は外泊の初日及び最終日の算定を行っていないこと。	☐	☐	☐	
(5) 外泊の期間中は、当該入所者について居宅介護サービス費を算定していないこと。	☐	☐	☐	
(6) 入院の場合、必要に応じて入退院の手続きや家族等への連絡調整、情報提供などの業務にあたること。	☐	☐	☐	
(7) 入院又は外泊時の費用の算定期間中にあって、当該入所者の同意を得てそのベッドを短期入所生活介護に活用することは可能であるが、この場合に当該加算の算定はできないこと。	☐	☐	☐	
21. 外泊時に在宅サービスを利用したときの費用	1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき560単位を算定			
(1) 入所者に対して居宅における外泊を認め、当該入所者が、介護老人福祉施設により提供される在宅サービスを利用した場合であること。	☐	☐	☐	
(2) 外泊の初日及び最終日は算定できない。	☐	☐	☐	
(3) 外泊時費用を算定している際には、算定できない。	☐	☐	☐	
22. 初期加算	1日につき30単位を加算			
(1) 入所した日から起算して30日以内の期間であること。	☐	☐	☐	
(2) 入所日から30日間中に外泊を行った場合、当該外泊を行っている間は、初期加算を算定していないこと。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
(3) 当該入所者が過去3月間(ただし、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者の場合は1月間)の間に、当該施設に入所したことがないこと。	☐	☐	☐	
(4) 当該施設の併設又は空床利用の短期入所生活介護を利用していた者が日を空けることなく引き続き当該施設に入所した場合は(短期入所から退所した翌日に当該施設に入所した場合を含む。)入所直前の短期入所生活介護の利用日数を30日から控除して得た日数に限り算定していること。	☐	☐	☐	
(5) 30日を超える病院又は診療所への入院後に再入所した場合は、(3)にかかわらず、初期加算が算定できるものであること。	☐	☐	☐	
23. 退所時栄養情報連携加算	1月につき1回を限度として70単位を算定			
(1) 別に厚生労働大臣が定める特別食を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者が、当該施設から退所する際に、その居宅に退所する場合は当該入所者の主治の医師の属する病院又は診療所及び介護支援専門員に対して、病院、診療所又は他の介護保険施設(以下の注において「医療機関等」という。)に入院又は入所する場合は当該医療機関等に対して、当該入所者の同意を得て、管理栄養士が当該入所者の栄養管理に関する情報を提供した場合であること。	☐	☐	☐	
栄養管理に関する情報: 提供栄養量、必要栄養量、食事形態(嚥下食コード含む。)、禁止食品、栄養管理に係る経過等				
対象となる特別食: 別に厚生労働大臣が定める特別食に加え、心臓疾患等の入所者に対する減塩食、十二指腸潰瘍の入所者に対する潰瘍食、侵襲の大きな消化管手術後の入所者に対する潰瘍食、クローン病及び潰瘍性大腸炎等により腸管の機能が低下している入所者に対する低残渣食並びに高度肥満症(肥満度がプラス40%以上又はBMIが30以上)の入所者に対する治療食				
(2) 栄養管理に係る減算又は栄養マネジメント強化加算を算定している場合は算定しないこと。	☐	☐	☐	
24. 再入所時栄養連携加算	1回に限り200単位を加算			
(1) 当該施設に入所していた者が退所して医療機関に入院し、退院した後に再度当該施設に入所する際、当該者が別に厚生労働大臣が定める特別食を必要とする者、又は嚥下調整食を提供する必要性を認めた場合であって、当該施設の管理栄養士が当該医療機関での栄養食事指導又はカンファレンスに同席し、再入所後の栄養管理について当該医療機関の管理栄養士と連携し、栄養ケア計画を策定したときに、入所者一人につき1回に限り算定できること。	☐	☐	☐	
(2) 当該施設の管理栄養士が当該者の入院する医療機関を訪問の上、当該医療機関での栄養に関する指導又はカンファレンスに同席し、当該医療機関の管理栄養士と連携して、二次入所後の栄養ケア計画を作成すること。	☐	☐	☐	
(3) 当該栄養ケア計画について、二次入所後に入所者又はその家族の同意を得ていること。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
(4)定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。	☐	☐	☐	
(5)栄養管理に係る減算を算定している場合は算定しない。	☐	☐	☐	
退所時等相談援助加算 25. 退所前訪問相談援助加算	入所中1回を限度とし460単位を加算			
(1)入所期間が1月を超えると見込まれる入所者であること。	☐	☐	☐	
(2)入所者の退所に先立って介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員又は医師のいずれかの職種の者が、当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族に対して退所後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行った場合であること。	☐	☐	☐	
(3)入所中1回を限度していること。(入所後早期に退所前訪問相談援助の必要があると認められる入所者にあつては2回)	☐	☐	☐	
(4)当該加算は、退所日に算定していること。	☐	☐	☐	
(5)当該加算は、次の場合には算定できない。	☐	☐	☐	
①退所して病院又は診療所へ入院する場合	☐	☐	☐	
②退所して他の介護保険施設へ入院又は入所する場合	☐	☐	☐	
③死亡退所の場合	☐	☐	☐	
(6)相談援助を行った場合は、相談援助を行った日及び相談援助の内容の要点に関する記録を行うこと。	☐	☐	☐	相談援助記録
退所時等相談援助加算 25-2. 退所後訪問相談援助加算	退所後1回を限度として460単位を加算			
(1)入所者の退所後30日以内に入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族に対して相談援助を行った場合であること。	☐	☐	☐	
(2)当該加算は、次の場合には算定できない。	☐	☐	☐	
①退所して病院又は診療所へ入院する場合	☐	☐	☐	
②退所して他の介護保険施設へ入院又は入所する場合	☐	☐	☐	
③死亡退所の場合	☐	☐	☐	
(3)相談援助を行った場合は、相談援助を行った日及び相談援助の内容の要点に関する記録を行うこと。	☐	☐	☐	相談援助記録

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
退所時等相談援助加算 25-3. 退所時相談援助加算	1回を限度として400単位を加算			
(1) 入所期間が1月を超える入所者が退所した場合であること。	☐	☐	☐	
(2) 入所者の居宅において、居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所時に当該入所者及びその家族等に対して、退所後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行い、かつ、当該入所者の同意を得て、退所の日から2週間以内に市及び地域包括支援センターに対して、当該入所者の介護状況を示す文書を提供した場合であること。	☐	☐	☐	
(3) 退所時相談援助の内容は、次のようなものであること。	☐	☐	☐	
① 食事、入浴、健康管理等在宅又は社会福祉施設等における生活に関する相談援助	☐	☐	☐	
② 退所する者の運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う各種訓練等に関する相談援助	☐	☐	☐	
③ 家屋の改善に関する相談援助	☐	☐	☐	
④ 退所する者の介助方法に関する相談援助	☐	☐	☐	
(4) 当該加算は、次の場合には算定できない。	☐	☐	☐	
① 退所して病院又は診療所へ入院する場合	☐	☐	☐	
② 退所して他の介護保険施設へ入院又は入所する場合	☐	☐	☐	
③ 死亡退所の場合	☐	☐	☐	
(5) 相談援助を行った場合は、相談援助を行った日及び相談援助の内容の要点に関する記録を行うこと。	☐	☐	☐	相談援助記録
退所時等相談援助加算 25-4. 退所前連携加算	1回を限度として500単位を加算			
(1) 入所期間が1月を超える入所者が退所した場合であること。	☐	☐	☐	
(2) 入所者の居宅において、居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所に先立って当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の介護状況を示す文書を添えて、当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合であること。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
(3) 当該加算は、次の場合には算定できない。	☐	☐	☐	
①退所して病院又は診療所へ入院する場合	☐	☐	☐	
②退所して他の介護保険施設へ入院又は入所する場合	☐	☐	☐	
③死亡退所の場合	☐	☐	☐	
(4) 在宅・入所相互利用加算の対象となる入所者について、退所前連携加算を算定する場合には、最初に在宅期間に移るときにのみ算定できる。	☐	☐	☐	
(5) 相談援助を行った場合は、相談援助を行った日及び相談援助の内容の要点に関する記録を行うこと。	☐	☐	☐	相談援助記録
退所時等相談援助加算 25-5. 退所時情報提供加算	入所者1人につき1回を限度として250単位を加算			
(1) 入所者が退所し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該入所者の紹介を行った場合であること。	☐	☐	☐	
(2) 入所者が退所して医療機関に入院する場合、当該医療機関に対して、入所者を紹介するに当たっては、別紙様式13の文書に必要な事項を記載の上、当該医療機関に交付するとともに、交付した文書の写しを介護記録等に添付すること。	☐	☐	☐	
(3) 入所者が医療機関に入院後、当該医療機関を退院し、同一月に再度当該医療機関に入院する場合には、本加算は算定できない。	☐	☐	☐	
26. 協力医療機関連携加算	1月につき50単位(令和7年4月1日以降) 1月につき100単位を加算(令和7年3月31日まで)			
当該施設において、協力医療機関(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第28条第1項本文(同令第49条において準用する場合を含む。))に規定する協力医療機関をいう。)との間で、入所者の同意を得て、当該入所者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している。	☐	☐	☐	
※「会議を定期的に開催」とは、概ね月1回以上開催される必要あり。 ※会議の開催状況について、その概要を記録していること。				
(1) 次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。				
※当該協力医療機関が、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第28条第1項各号に掲げる要件を満たしている場合 50単位 (経過措置…令和7年3月31日までの間は、100単位とする。)	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
①入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。	☐	☐	☐	
②当該施設からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。	☐	☐	☐	
③入所者の病状が急変した場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。 ※複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより①②③の3要件を満たす場合には、それぞれの医療機関と会議を行う必要がある。	☐	☐	☐	
(2) (1)以外の場合 5単位	☐	☐	☐	
27. 栄養マネジメント強化加算 1日につき11単位を加算				
(1)管理栄養士を常勤換算方法で、入所者の数を50で除して得た数以上配置していること。ただし、常勤の栄養士を1名以上配置し、当該栄養士が給食管理を行っている場合にあっては、管理栄養士を常勤換算方法で、入所者の数を70で除して得た数以上配置していること。	☐	☐	☐	
(2)低栄養状態にある入所者又は低栄養状態のおそれのある入所者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して作成した栄養ケア計画に従い、当該入所者の栄養管理をするための食事の観察を定期的に行い、当該入所者ごとの栄養状態、心身の状況及び嗜好を踏まえた食事の調整等を実施すること。 ※食事の観察(ミールラウンド)を週3回以上行う。	☐	☐	☐	
(3)(2)の入所者以外の入所者に対しても、食事の観察の際に変化を把握し、問題があると認められる場合は、早期に対応していること。	☐	☐	☐	
(4)入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 ※厚生労働省への情報提出については、LIFEを用いて行うこととする。	☐	☐	☐	
(5)定員超過利用、人員基準欠如に該当していないこと。	☐	☐	☐	
(6)栄養管理に係る減算を算定している場合は算定しない。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
28. 経口移行加算				
1日につき28単位を加算				
(1) 現に経管により食事を摂取している者であって、経口による食事の摂取の栄養管理及び支援が必要であるとして、医師の指示を受けた者を対象とすること。	☐	☐	☐	
(2) 医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理の方法等を示した経口移行計画を作成すること。 ※栄養ケア計画と一体のものとして作成すること。 ※経口移行計画に相当する内容を地域密着型施設サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって経口移行計画の作成に代えることができるものとする。	☐	☐	☐	栄養ケア計画(参考様式)を準用
(3) 当該計画については入所者又はその家族に説明し、その同意を得ること。	☐	☐	☐	栄養ケア計画(参考様式)を準用
(4) 当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われていること。	☐	☐	☐	
(5) 栄養管理に係る減算を算定している場合は、算定しない。	☐	☐	☐	
(6) 算定期間は、経口からの食事の摂取が可能となり経管による食事の摂取を終了した日までとするが、その期間は入所者又はその家族の同意を得た日から起算して、180日以内の期間に限ること。 ※経口移行計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員が行う支援が、当該計画が作成された日から記載して180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき継続して経口摂取を進めるための支援が必要とされる者については、引き続き当該加算を算定できる。ただし、この場合は、医師の指示はおおむね2週間ごとに受けること。	☐	☐	☐	
(7) 経管栄養法から経口栄養法への移行は、誤嚥性肺炎の危険も生じうることから、次のことを確認した上で実施すること。 ①全身状態が安定していること(血圧、呼吸、体温が安定し、現疾患の病態が安定) ②刺激しなくても覚醒を保っていられること。 ③嚥下反射が見られること。 ④咽頭内容物を吸引した後は唾液を嚥下しても「むせ」がないこと。	☐	☐	☐	
(8) 経口移行加算を180日間にわたり算定後、経口摂取に移行できなかった場合に、期間を空けて再度摂取に移行するための栄養管理及び支援を実施した場合は、算定できないこと。	☐	☐	☐	
(9) 口腔状態により、歯科医療における対応も想定されることから、介護支援専門員を通じて主治の歯科医師への情報提供を実施するなど適切な措置を講じること。	☐	☐	☐	
(10) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
33. 経口維持加算(Ⅰ)	1月につき400単位を加算			
(1)入所者の摂食・嚥下機能が医師の診断により適切に評価されていること。	☐	☐	☐	
(2)誤嚥等が発生した場合の管理体制が整備されていること。	☐	☐	☐	
(3)食形態の配慮など誤嚥防止のための適切な配慮がされていること。	☐	☐	☐	
(4)現に経口摂取している者で、摂食機能障害を有し、水飲みテスト、頸部聴診法、造影撮影等により誤嚥が認められることから、継続して経口による食事摂取を進めるための特別な管理が必要であるとして、医師又は歯科衛生士の指示を受けたものを対象とすること。 ただし、歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が、対象となる入所者に対する療養のために必要な栄養の指導を行うに当たり、主治医の指導を受けている場合に限る。	☐	☐	☐	
(5)月1回以上、医師、歯科医師、管理栄養士、看護職員、言語聴覚士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、継続して経口による食事摂取を進めるための特別な管理の方法等を示した経口維持計画を作成すること。 ※入所者の栄養管理をするための会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。	☐	☐	☐	
(6)(5)の計画について、特別な管理の対象となる入所者又はその家族に説明し、その同意を得ること。	☐	☐	☐	
(7)経口維持計画に相当する内容を施設サービス計画の中に記載する場合、その記載で経口維持計画の作成に代えることができる。	☐	☐	☐	
(8)経口維持計画に基づき、栄養管理を実施すること。	☐	☐	☐	
(9)経口維持加算(Ⅰ)の算定に当たり実施する食事の観察及び会議等は、関係職種が一堂に会して実施すること。ただし、やむを得ない理由により、参加するべき者の参加が得られなかった場合は、その結果について終了後速やかに情報共有を行うこと。	☐	☐	☐	
(10)栄養管理に係る減算を算定している場合は算定しない。	☐	☐	☐	
(11)経口移行加算を算定していないこと。	☐	☐	☐	
(12)定員超過利用、人員基準欠如に該当していないこと。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
33-2. 経口維持加算(Ⅱ)	1月につき100単位を加算			
(1) 協力歯科医療機関を定めていること。	☐	☐	☐	
(2) 経口維持加算(Ⅰ)を算定していること。	☐	☐	☐	
(3) 入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士のいずれか1名以上が加わり、経口維持計画を策定した場合であること。	☐	☐	☐	
(4) 経口維持加算(Ⅱ)の算定に当たり実施する食事の観察及び会議等は、関係職種が一堂に会して実施すること。ただし、やむを得ない理由により、参加するべき者の参加が得られなかった場合は、その結果について終了後速やかに情報共有を行うこと。	☐	☐	☐	
34. 口腔衛生管理加算(Ⅰ)	1月につき90単位を加算 ※加算(Ⅰ)と(Ⅱ)は併算定不可			
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
(1) 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生等の管理に係る計画が作成されていること。	☐	☐	☐	
(2) 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔衛生等の管理を月二回以上行うこと。	☐	☐	☐	
(3) 歯科衛生士が、(1)における入所者に係る口腔衛生等の管理について、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。 ※歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が施設の入所者に対して口腔衛生の管理を行い、当該入所者に係る口腔清掃等について介護職員へ具体的な技術的助言及び指導をした場合において、当該入所者ごとに算定するものである。	☐	☐	☐	
(4) 歯科衛生士が、(1)における入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に必要に応じ対応すること。	☐	☐	☐	
(5) 定員超過利用、人員基準欠如に該当していないこと。	☐	☐	☐	
(6) 当該サービスを実施する同一月内において医療保険による訪問歯科衛生指導の実施の有無を入所者又はその家族等に確認するとともに、当該サービスについて説明し、その提供について同意を得ていること。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
(7) 口腔衛生の管理を行う歯科衛生士は、口腔に関する問題点、歯科医師からの指示内容の要点、当該歯科衛生士が実施した口腔衛生管理の内容、当該入所者に係る口腔清掃等について介護職員への具体的な技術的助言及び指導の内容及びその他必要と思われる事項に係る記録を作成し、当該施設に提出すること。当該施設は記録を保管するとともに、必要に応じてその写しを当該入所者に対し提供すること。	☐	☐	☐	
34-2. 口腔衛生管理加算(Ⅱ) 1月につき110単位を加算 ※加算(Ⅰ)と(Ⅱ)は併算定不可				
(1) 口腔衛生管理加算(Ⅰ)の(1)～(7)に該当すること。	☐	☐	☐	
(2) 入所者ごとの口腔衛生等の管理に係る情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 ※厚生労働省への情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。	☐	☐	☐	
35. 療養食加算 1日3食を限度とし1食1回につき6単位を加算				
(1) 疾病治療の直接的手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供していること。	☐	☐	☐	
(2) 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。	☐	☐	☐	
(3) 入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。	☐	☐	☐	
(4) 療養食の献立表が作成されていること。	☐	☐	☐	療養食献立表
(5) 高血圧症に対して減塩食療法を行う場合は、加算の対象とはならないこと。	☐	☐	☐	
(6) 定員超過利用、人員基準欠如に該当していないこと。	☐	☐	☐	
36. 特別通院送迎加算 1月につき594単位を加算				
透析を要する入所者であって、その家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情があるものに対して、1月に12回以上、通院のため送迎を行った場合であること。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
37. 配置医師緊急時対応加算	配置医師の通常の勤務時間外（早朝、夜間及び深夜を除く） 325単位／回 早朝・夜間の場合 650単位／回 深夜の場合 1300単位／回			
(1)入所者に対する緊急時の注意事項や病状等についての情報共有の方法及び曜日や時間帯ごとの医師との連絡方法や診察を依頼するタイミングなどについて、配置医師と施設の間で、具体的な取り決めがなされていること。	☐	☐	☐	
(2)複数名の配置医師を置いていること、又は配置医師と協力医療機関の医師が連携し、施設の求めに応じて24時間対応できる体制を確保していること。	☐	☐	☐	
(3)(2)の内容につき、届出を行っていること。	☐	☐	☐	
(4)看護体制加算(Ⅱ)を算定していること。	☐	☐	☐	
(5)配置医師の通常の勤務時間外（早朝、夜間及び深夜を除く）、早朝、夜間又は深夜に施設を訪問し、診療を行う必要があった理由を記録すること。	☐	☐	☐	早朝:6:00~8:00 夜間:18:00~22:00 深夜:22:00~6:00
(6)加算対象の診療が定期的ないし計画的な診療でないこと。	☐	☐	☐	
(7)事前に氏名等を届出した配置医師が施設を訪問し診療を行っていること。	☐	☐	☐	
(8)施設が診療を依頼した時間、配置医師が診療を行った時間、内容について記録していること。	☐	☐	☐	
(9)配置医師と施設の間で、緊急時の注意事項や病状等についての情報共有の方法、曜日や時間帯ごとの医師との連携方法や診察を依頼するタイミング等に関する取り決めを事前に定め、1年に1回以上見直しすることにより、24時間配置医師又はその他の医師による対応が可能な体制を整えること。	☐	☐	☐	
38. 看取り介護加算(Ⅰ)				
(1)厚生労働大臣が定める施設基準に適合している。	☐	☐	☐	
①常勤の看護師を1名以上配置し、当該施設の看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間連絡できる体制を確保していること。	☐	☐	☐	
②看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。	☐	☐	☐	
③医師、生活相談員、看護職員、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
点検事項				
④看取りに関する職員研修を行っていること。	☐	☐	☐	
⑤看取りを行う際に個室又は静養室の利用が可能となるよう配慮を行うこと。	☐	☐	☐	
(2)厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者であること。	☐	☐	☐	
①医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。	☐	☐	☐	
②医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同で作成した入所者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者であること。	☐	☐	☐	
③看取りに関する指針に基づき、入所者の状態又は家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等入所者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者であること。	☐	☐	☐	
(3)看取り介護の実施に当たっては、次に掲げる事項を介護記録に記録するとともに、多職種連携を図るため、医師、生活相談員、看護職員、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員等による適切な情報共有に努めること。	☐	☐	☐	
①終末期の身体症状の変化及びこれに対する介護等についての記録	☐	☐	☐	
②療養や死別に関する入所者及び家族の精神的な状態の変化及びこれに対するケアについての記録	☐	☐	☐	
③看取り介護の各プロセスにおいて把握した入所者等の意向と、それに基づくアセスメント及び対応についての記録	☐	☐	☐	
(4)入所者等に対する随時の説明に係る同意を口頭で得た場合は、介護記録にその説明日時、内容等を記載するとともに、同意を得た旨を記載しておくこと。	☐	☐	☐	
(5)入所者が十分に判断をできる状態になく、かつ、家族の来訪が見込まれないような場合も、医師、看護職員、介護職員、生活相談員等が入所者の状態等に応じて随時、入所者に対する看取り介護について相談し、共同して看取り介護を行っていることと認められること。	☐	☐	☐	
(6)(5)の場合には、適切な看取り介護が行われていることが担保されるよう、介護記録に職員間の相談日時、内容等を記載するとともに、入所者の状態や、家族と連絡を取ったにもかかわらず施設への来所がなかった旨を記載しておくこと。	☐	☐	☐	
(7)退所等した月と死亡した月が異なる場合でも算定可能であることから、退所等の翌月に亡くなった場合の前月分の看取り介護加算に係る一部負担の請求を行う場合があることを説明し、文書にて同意を得ておくこと。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
(8) 死亡日以前31日以上45日以下については、1日につき72単位を加算。	☐	☐	☐	
(9) 死亡日以前4日以上30日以下については、1日につき144単位を加算。	☐	☐	☐	
(10) 死亡日の前日及び前々日については、1日につき680単位を加算。	☐	☐	☐	
(11) 死亡日については、1日につき1280単位を死亡月に加算。	☐	☐	☐	
(12) 退所した日の翌日から死亡日までの間は算定しないこと。	☐	☐	☐	
(13) 24時間連絡体制(連絡対応体制の指針やマニュアル等、看護職員不在時の介護職員の観察項目の標準化、職員研修等での周知)の整備	☐	☐	☐	
(14) 看取り介護に係る計画の作成及び看取り介護の実施に当たっては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考にしつつ、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針が実施できるよう、他業種が連携し、本人及びその家族と必要な情報の共有等に努めること。	☐	☐	☐	
38-2. 看取り介護加算(Ⅱ)				
(1) 看取り介護加算(Ⅰ)の基準のいずれにも該当すること。	☐	☐	☐	
(2) 次の①～④に示した医療提供体制を整備し、さらに施設内で実際看取った場合に算定すること。	☐	☐	☐	
① 入所者に対する注意事項や病状等についての情報共有、曜日や時間帯ごとの医師との連絡方法、診療を依頼する場合の具体的な状況等について、配置医師と施設の間で、具体的な取り決めがなされていること。	☐	☐	☐	
② 複数名の配置医師を置いていること、又は配置医師と協力医療機関の医師が連携し、施設の求めに応じて24時間対応できる体制を確保していること。	☐	☐	☐	
③ 上記の内容につき、届出を行っていること。	☐	☐	☐	
(3) 死亡日以前31日以上45日以下については、1日につき72単位を加算。	☐	☐	☐	
(4) 死亡日以前4日以上30日以下については、1日につき144単位を加算。	☐	☐	☐	
(5) 死亡日前々日及び前日については、1日につき780単位を加算。	☐	☐	☐	
(6) 死亡日については、1日につき1580単位を死亡月に加算。	☐	☐	☐	
(7) 看取り介護加算(Ⅰ)を算定していないこと。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
39. 在宅復帰支援機能加算	1日につき10単位を加算			
(1)算定日が属する月の前6月間において退所者(在宅・入所相互利用加算対象者を除く。)の総数のうち、当該期間内に退所し、在宅において介護を受けることとなった者(入所期間1月を超えた者に限る。)の占める割合が100分の20を超えていること。	☐	☐	☐	
(2)退所者の退所後30日以内に当該施設の従業者が退所者の居宅を訪問すること又は居宅介護支援事業者から情報提供を受けることにより、当該退所者の在宅生活が1月以上継続する見込みであることを確認し記録していること。	☐	☐	☐	
(3)入所者の家族等との連絡調整を行うこと。	☐	☐	☐	
(4)入所者が希望する居宅介護支援事業者に対し、入所者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行っていること。	☐	☐	☐	介護状況を示す文書
(5)当該加算算定根拠等の関係書類を整備しておくこと。	☐	☐	☐	
40. 在宅・入所相互利用加算	1日につき40単位を加算			
(1)複数の者であらかじめ在宅期間及び入所期間(入所期間が3月を超えるときは、3月を限度とする。)を定めて、当該施設の居室を計画的に利用している者であること。	☐	☐	☐	同意書
(2)在宅での生活期間中の介護支援専門員と施設の介護支援専門員との間で情報の交換を十分に行之、双方合意の上、介護に関する目標及び方針を定め、入所者又はその家族等に対して当該目標及び方針の内容を説明し、同意を得ていること。	☐	☐	☐	
(3)施設の介護支援専門員、介護職員等、在宅の介護支援専門員等による支援チームをつくること。	☐	☐	☐	
(4)概ね1月に1回のカンファレンスを開き、介護の評価を行うとともに、次期介護の目標及び方針をまとめ記録すること。	☐	☐	☐	次期在宅期間、入所期間の介護の目標及び方針をまとめた記録
41. 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	1日につき3単位を加算			
(1)入所者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する入所者)の割合が2分の1以上であること。	☐	☐	☐	
(2)認知症介護に係る専門的な研修(※)を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合は1以上、対象者が20人以上の場合は、1に対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えた数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。	☐	☐	☐	
※認知症介護に係る専門的な研修 ⇒ 認知症介護実践リーダー研修及び認知症看護に係る適切な研修				

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
(3)事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。	☐	☐	☐	
41ー2. 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	1日につき4単位を加算			
(1)入所者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する入所者)の割合が2分の1以上であること。	☐	☐	☐	
(2)認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合は1以上、対象者が20人以上の場合は、1に対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えた数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 ※認知症介護に係る専門的な研修 ⇒ 認知症介護実践リーダー研修及び認知症看護に係る適切な研修	☐	☐	☐	
(3)事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。	☐	☐	☐	
(4)認知症介護の指導に係る専門的な研修(※)を修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 ※認知症介護の指導に係る専門的な研修 ⇒ 認知症介護指導者研修及び認知症看護に係る適切な研修	☐	☐	☐	
(5)事業所の介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む)を実施又は実施を予定していること。	☐	☐	☐	
42. 認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	1月につき150単位を加算 認知症専門ケア加算を算定している場合は算定しない			
次に掲げる基準のいずれにも適合すること	☐	☐	☐	
(1)施設における入所者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者(対象者)の占める割合が2分の1以上であること。 ※「周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する利用者等を指す。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
(2) 認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応（以下「予防等」という。）に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了している者を1名以上配置し、かつ複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。 「認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応（以下「予防等」という。）に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了している者」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護指導者養成研修」を修了し、かつ、認知症チームケア推進研修（認知症である入所者等の尊厳を保持した適切な介護、BPSDの出現・重症化を予防するケアの基本的考え方を理解し、チームケアを実践することを目的とした研修をいう。以下同じ。）を修了した者を指す。	☐	☐	☐	
(3) 対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施していること。 ※チームは、本加算の対象者である入所者等個人に対し計画的にBPSDの評価指標を用いて評価を実施し、その評価の結果に基づき、チームケアの計画を作成・実施すること。計画の作成にあたっては、評価の結果と整合性が取れた計画を、個々の入所者等の状態に応じて個別に作成することとし、画一的な計画とならないよう留意すること。また、ケアにおいて入所者等の尊厳が十分保持されるよう留意すること。	☐	☐	☐	
(4) 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行っていること。	☐	☐	☐	
42-2. 認知症チームケア推進加算（Ⅱ） 1月につき120単位を加算 認知症専門ケア加算を算定している場合は算定しない				
(1) 認知症ケア推進加算（Ⅰ）の（1）、（3）及び（4）掲げる基準に適合すること。	☐	☐	☐	
(2) 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。	☐	☐	☐	
43. 認知症行動・心理症状緊急対応加算 1日につき200単位を加算				
(1) 医師が、認知症の行動・心理状況が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当と判断した者に対し、サービスを行った場合であること。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求実績無	
	満たす	満たさない		
(2) 介護支援専門員、受け入れ事業所の職員と連携し、利用者又は家族の同意の上、当該施設に入所した場合であること。	☐	☐	☐	
(3) 医師が判断した当該日又はその次の日に利用を開始した場合に限り算定できる。	☐	☐	☐	
(4) 判断を行った医師は診療録等に症状、判断の内容等を記録しておくこと。また、事業所も判断を行った医師名、日付及び利用開始に当たっての留意事項等を介護サービス計画書に記録しておくこと。	☐	☐	☐	
(5) 入所した日から起算して7日を限度とすること。	☐	☐	☐	
(6) 次に掲げる者が、直接、当該施設に入所した場合には、当該加算は算定できない。	☐	☐	☐	
① 病院又は診療所に入院中の者	☐	☐	☐	
② 介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入院中又は入所中の者	☐	☐	☐	
③ 短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、短期利用特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、短期利用認知症対応型共同生活、地域密着型特定施設入居者生活介護及び短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護を利用中の者	☐	☐	☐	
(7) 個室等、認知症の行動・心理症状の増悪した者の療養に相応した設備を整備すること。	☐	☐	☐	個室等
(8) 当該入所者が入所前1月の間に、当該施設に入所したことがない場合及び入所前1月の間に当該加算を算定したことがないこと。	☐	☐	☐	
44. 褥瘡マネジメント加算(Ⅰ) ※加算(Ⅰ)と(Ⅱ)は併算定不可 1月につき3単位を加算 ※3月に1回を限度とする				
次のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
(1) 入所者ごとに、施設入所時に褥瘡の有無を確認するとともに、褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時に評価し、その後少なくとも3月に1回評価すること。 ※評価結果等の情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。	☐	☐	☐	
(2) (1)の確認及び評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって、当該情報その他褥瘡管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。	☐	☐	☐	
(3) (1)の評価の結果、褥瘡が認められ、又は(1)の評価結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに、医師、看護師、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
(4)入所者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者の状態について定期的に記録していること。	☐	☐	☐	
(5)(1)の評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに褥瘡ケア計画を見直していること。	☐	☐	☐	
44-2. 褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	※加算(Ⅰ)と(Ⅱ)は併算定不可			1月につき13単位を加算 ※3月に1回を限度とする
次のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
(1)褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)の算定要件を満たしていること	☐	☐	☐	
(2)次のいずれかに適合すること。	☐	☐	☐	
a 褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)(1)の確認の結果、褥瘡が認められた入所者について、当該褥瘡が治癒したこと。	☐	☐	☐	
b 褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)(1)の評価の結果、施設入所時に褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について、褥瘡の発生のないこと。	☐	☐	☐	
45. 排せつ支援加算(Ⅰ)	1月につき10単位を加算			※加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)は併算定不可
次のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
(1)入所者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時に評価し、その後少なくとも3月に1回、評価するとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、排せつ支援の実施に当たって、当該情報その他排せつ支援の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 ※結果等の情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。	☐	☐	☐	
(2)(1)の評価の結果、排せつに介護を要する入所者であって、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれるものについて、医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、当該入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施していること。	☐	☐	☐	
(3)(1)の評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに支援計画を見直していること。	☐	☐	☐	
45-2. 排せつ支援加算(Ⅱ)	1月につき15単位を加算			※加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)は併算定不可
次のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
(1) 排せつ支援加算(Ⅰ)の要件を満たしていること。	☐	☐	☐	
(2) 次のいずれかに適合すること。	☐	☐	☐	
① 排せつ支援加算(Ⅰ)(1)の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時等と比較して、排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がないこと。	☐	☐	☐	
② 排せつ支援加算(Ⅰ)(1)の結果、施設入所時におむつを使用していた者であって要介護状態の軽減が見込まれるものについて、おむつを使用しなくなったこと。	☐	☐	☐	
③ 排せつ支援加算(Ⅰ)(1)の結果、施設入所時に尿道カテーテルが留置されていた者であって要介護状態の軽減が見込まれるものについて、尿道カテーテルが抜去されたこと。	☐	☐	☐	
45-3. 排せつ支援加算(Ⅲ)	1月につき20単位を加算			※加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)は併算定不可
次のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
(1) 排せつ支援加算(Ⅰ)の要件を満たしていること。	☐	☐	☐	
(2) 適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない、かつ、施設入所時におむつ使用であった者が、おむつ使用なしに改善していること。	☐	☐	☐	
46. 自立支援促進加算	1月につき280単位を加算			
次のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
(1) 医師が入所者ごとに、施設入所時に自立支援に係る医学的評価を行い、その後少なくとも3月に1回医学的評価の見直しを行うとともに、その医学的評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、自立支援の促進に当たって、当該情報その他自立支援の適切かつ有効な促進のために必要な情報を活用していること。 ※結果等の情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。	☐	☐	☐	
(2) (1)の医学的評価の結果、自立支援の促進が必要であるとされた入所者ごとに、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員、その他の職種の者が共同して、自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施していること。	☐	☐	☐	
(3) (1)の医学的評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに支援計画を見直していること。	☐	☐	☐	
(4) 医師が自立支援に係る支援計画の策定等に参加していること。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
47. 科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	1月につき40単位を加算			※加算(Ⅰ)と(Ⅱ)は併算定不可
次のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
(1)入所者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。 ※情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。	☐	☐	☐	
(2)必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。	☐	☐	☐	
47-2. 科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	1月につき50単位を加算			※加算(Ⅰ)と(Ⅱ)は併算定不可
次のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
(1)加算(Ⅰ)の(1)の情報に加えて、入所者ごとの疾病の状況等の情報を、厚生労働省に提出していること。 ※情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。	☐	☐	☐	
(2)必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、加算(Ⅰ)の(1)の情報、及び上記(1)の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。	☐	☐	☐	
48. 安全対策体制加算	20単位(入所初日に限り)			
(1)介護老人福祉施設基準第35条第1項に規定する基準に適合していること。 指定介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。 ①事故が発生した場合の対応及び事故発生の防止のための指針を整備すること。 ②事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事故が発生した場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。 ③事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。 ④前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	☐	☐	☐	
(2)担当者が安全対策に係る外部における研修を受けていること。	☐	☐	☐	
(3)施設内に安全管理部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。	☐	☐	☐	
49. 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	1月につき10単位を加算			
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
(1)感染症法に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
(2)指定介護老人福祉施設基準第28条第1項本文(指定介護老人福祉施設基準第四十九条において準用する場合を含む。))に規定する協力医療機関その他の医療機関との間で、感染症(新興感染症を除く。)の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応していること。	☐	☐	☐	
(3)感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。	☐	☐	☐	
49-2. 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	1月につき5単位を加算			
感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること。	☐	☐	☐	
50. 新興感染症等施設療養費	1日につき240単位 連続する5日を限度として算定			
当該施設が、入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者に対し、適切な感染対策を行った上で、サービスを行った場合であること。	☐	☐	☐	
51. 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	1月につき100単位を加算			
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
(1)利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。	☐	☐	☐	
(一)業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器(以下「介護機器」という。)を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保 (二)職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 (三)介護機器の定期的な点検 (四)業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修	☐	☐	☐	
(2)(1)の取組及び介護機器の活用による業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績があること。	☐	☐	☐	
(3)介護機器を複数種類活用していること。	☐	☐	☐	
(4)(1)委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及びケアの質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施し、及び当該取組の実施を定期的に確認すること。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
(5) 事業年度ごとに(1)、(3)及び(4)の取組に関する実績を厚生労働省に報告すること。	☐	☐	☐	
51-2. 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	1月につき10単位を加算			
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
(1)生産性向上推進体制加算(Ⅰ)(1)に適合していること。	☐	☐	☐	
(2) 介護機器を活用していること。	☐	☐	☐	
(3)事業年度ごとに(2)及び生産性向上推進体制加算(Ⅰ)(1)の取組に関する実績を厚生労働省に報告すること。	☐	☐	☐	
52. サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1日につき22単位を加算			※加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)は併算定不可
次の(1)から(4)のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
(1)次の①又は②のいずれかに適合すること。 ①施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上であること。 ②介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の35以上であること。	☐	☐	☐	
(2)提供するサービスの質の向上に資する取組を実施していること。	☐	☐	☐	
(3)定員超過利用、人員基準欠如に該当していないこと。	☐	☐	☐	
(4)日常生活継続支援加算を算定していないこと。	☐	☐	☐	
52-2. サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1日につき18単位を加算			※加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)は併算定不可
次のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
(1)施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。	☐	☐	☐	
(2)定員超過利用、人員基準欠如に該当していないこと。	☐	☐	☐	
(3)日常生活継続支援加算を算定していないこと。	☐	☐	☐	
52-3. サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	1日につき6単位を加算			※加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)は併算定不可
次の(1)から(3)のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
(1) 次の①②③のいずれかに適合すること。 ①施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。 ②施設の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。 ③入所者に直接サービスを提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。	☐	☐	☐	
(2) 定員超過利用、人員基準欠如に該当していないこと。	☐	☐	☐	
(3) 日常生活継続支援加算を算定していないこと。	☐	☐	☐	
53. イ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）				
次の（1）～（10）のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 (一) 当該事業所が仮に介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。 (二) 当該事業所において、経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。	☐	☐	☐	
(2) 当該事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。	☐	☐	☐	
(3) 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。	☐	☐	☐	
(4) 当該事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
(5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。	☐	☐	☐	
(6) 当該事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。	☐	☐	☐	
(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
(8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。	☐	☐	☐	
(9) (8)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。	☐	☐	☐	
(10) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれかを届け出ていること。	☐	☐	☐	
53-2. ロ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)				
イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
53-3. ハ 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)				
イ(1)(一)及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
53-4. ニ 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)				
イ(1)(一)、(2)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
53-5. ホ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)				
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。				
(1) 令和6年5月31日において改正前の介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。	☐	☐	☐	
(2) イ(1)(二)及び(2)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
53-6. ヘ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)				
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。				
(1) 令和6年5月31日において改正前の介護職員処遇改善加算(Ⅱ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。	☐	☐	☐	
(2) イ(1)(二)、(2)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
53-7. ト 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)				
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。				
(1) 令和6年5月31日において改正前の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出していないこと。	☐	☐	☐	
(2) イ(1)(二)及び(2)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
53-8. チ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)				
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。				
(1) 令和6年5月31日において改正前の介護職員処遇改善加算(Ⅱ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。	☐	☐	☐	
(2) イ(1)(二)、(2)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
53-9. リ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)				
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。				
(1) 令和6年5月31日において改正前の介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出していないこと。	☐	☐	☐	
(2) イ(1)(二)、(2)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
53-10. ヌ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)				

点検項目	点検結果		
点検事項	請求実績有		請求 実績無
	満たす	満たさない	
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。			
(1) 令和6年5月31日において改正前の介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。	☐	☐	☐
(2) イ(1)(二)、(2)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐
53-11. ル 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)			
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。			
(1) 令和6年5月31日において改正前の介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。	☐	☐	☐
(2) イ(1)(二)、(2)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐
(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。	☐	☐	☐
(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。	☐	☐	☐
53-12. ヲ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)			
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。			
(1) 令和6年5月31日において改正前の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。	☐	☐	☐
(2) イ(1)((一)及び(二)に係る部分を除く。)及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐
53-13. ウ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)			

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。				
(1) 令和6年5月31日において改正前の介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。	☐	☐	☐	
(2) イ(1)(二)、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。	☐	☐	☐	
(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。	☐	☐	☐	
(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。	☐	☐	☐	
53-14. カ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)				
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。				
(1) 令和6年5月31日において改正前の介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出していないこと。	☐	☐	☐	
(2) イ(1)(二)、(2)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。	☐	☐	☐	
(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。	☐	☐	☐	
(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果		
点検事項	請求実績有		請求 実績無
	満たす	満たさない	
53－15. ヨ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)			
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐
(1) 令和6年5月31日において改正前の介護職員処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。	☐	☐	☐
(2) イ(1)((一)及び(二)に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること	☐	☐	☐
53－16. タ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)			
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐
(1) 令和6年5月31日において改正前の介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。	☐	☐	☐
(2) イ(1)(二)、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐
(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。	☐	☐	☐
(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。	☐	☐	☐
(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。	☐	☐	☐
53－17. レ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)			
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐
(1) 令和6年5月31日において改正前の介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を届け出ていないこと。	☐	☐	☐

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
(2)イ(1)((一)及び(二)に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること	☐	☐	☐	
(3)次に掲げる基準のいずれかに適合すること。	☐	☐	☐	
(一)次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。	☐	☐	☐	
(二)次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。	☐	☐	☐	
53-18. ソ 介護職員等処遇改善加算(V)(14)				
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
(1)令和6年5月31日において改正前の介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。	☐	☐	☐	
(2)イ(1)((一)及び(二)に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
(3)次に掲げる基準のいずれかに適合すること。	☐	☐	☐	
(一)次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。	☐	☐	☐	
(二)次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。	☐	☐	☐	